不動産登記規則の一部を改正する省令 (案)

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 筆界特定

第一節 総則

(定義)

第二百六条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

筆界特定電子申請 法第百三十一条第四項において準用する法第十八条第一号の規定による電子情報

処理組織を使用する方法による筆界特定の申請をいう。

二 筆界特定書面申請 法第百三十一条第四項において準用する法第十八条第二号の規定により次号の筆

界特定申請書を法務局又は地方法務局に提出する方法による筆界特定の申請をいう。

筆界特定申請書 筆界特定申請情報を記載した書面をいい、法第百三十一条第四項において準用する

法第十八条第二号の磁気ディスクを含む。

兀 筆界特定添付情報 第二百九条第一項各号に掲げる情報をいう。

五 筆界特定添付書面 筆界特定添付情報を記載した書面をいい、筆界特定添付情報を記録した磁気ディ

スクを含む。

第二節 筆界特定の手続

第一款 筆界特定の申請

(筆界特定申請情報)

第二百七条 法第百三十一条第二項第四号に掲げる事項として明らかにすべきものは、 筆界特定の申請に至

る経緯その他の具体的な事情とする。

2 法第百三十一条第二項第五号の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

筆界特定の申請人 (以下この章において単に「申請人」という。) が法人であるときは、その代表者

の氏名

代理人によって筆界特定の申請をするときは、 当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法

人であるときはその代表者の氏名

申請人が所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人であるときは、その旨

四 申請人が一筆の土地の一部の所有権を取得した者であるときは、 その旨

五 工作物、囲障又は境界標の有無その他の対象土地の状況

3 筆界特定の申請においては、 法第百三十一条第二項第一号から第四号まで及び前項各号に掲げる事項の

ほか、 次に掲げる事項を筆界特定申請情報の内容とするものとする。

一 申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先

関係土地に係る不動産所在事項

(表題登記がない土地にあっては、

地番を除く。) 又は不動産番号

三 関係人の氏名又は名称及び住所その他の連絡先

四 工作物、囲障又は境界標の有無その他の関係土地の状況

五 申請人が対象土地の筆界として特定の線を主張するときは、その線及びその根拠

六 対象土地の所有権登記名義人等であって申請人以外のものが対象土地の筆界として特定の線を主張し

ているときは、その線

七 申請に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る訴訟 (以下「筆界確定

訴訟」という。)が係属しているときは、その旨及び事件の表示その他これを特定するに足りる事項

八 対象土地の価額

九 手数料の額

十 筆界特定添付情報の表示

+ 法第百三十九条第一項の規定により提出する意見又は資料があるときは、その表示

十二 筆界特定の申請の年月日

十三 法務局又は地方法務局の表示

4 第二項第五号及び前項第四号から第六号までに掲げる事項を申請情報の内容とするに当たっては、 図面

を利用する等の方法により、現地の状況及び筆界として主張されている線の位置を具体的に明示するもの

とする。

(一の申請情報による複数の申請)

第二百八条 対象土地の一を共通にする複数の筆界特定の申請は、 一の筆界特定申請情報によってすること

ができる。

(筆界特定添付情報)

第二百九条 筆界特定の申請をする場合には、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければな

らない。

請をする場合を除く。) は、当該法人の代表者の資格を証する情報 令の規定により筆界特定の申請をすることができる法人の代理人が、当該法人を代理して筆界特定の申 の規定により法務大臣が指定した登記所をいう。以下同じ。) に該当しない場合及び支配人その他の法 の登記を受けた法務局又は地方法務局と同一であり、 申請人が法人であるとき(筆界特定の申請を受ける法務局又は地方法務局が、 かつ、特定登記所(第三十六条第一項及び第二項 登記所として当該法人

一(代理人によって筆界特定の申請をするとき(当該代理人が支配人その他の法令の規定により筆界特定 が、 の かつ、特定登記所に該当しないときを除く。)は、 申請をすることができる法人の代理人である場合であって、当該申請を受ける法務局又は地方法務局 登記所として当該法人についての当該代理人の登記を受けた法務局又は地方法務局と同一であり、 当該代理人の権限を証する情報

があったことを証する市町村長、 申請人が、 所有権 の登記名義人又は表題部所有者の一般承継人であるときは、 登記官その他の公務員が職務上作成した情報(公務員が職務上作成し 相続その他の一般承継

た情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報)

四 申請人が表題登記がない土地の所有者であるときは、当該申請人が当該土地の所有権を有することを

証する情報

五 第二百七条第二項第四号に規定する場合は、 申請人が一筆の土地の一部について所有権を取得したこ

とを証する情報

2 前項第一号及び第二号の規定は、 国の機関の所管に属する土地について命令又は規則により指定された

(筆界特定電子申請の方法)

官庁又は公署の職員が筆界特定の申請をする場合には、

適用しない。

第二百十条 筆界特定電子申請における筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報は、法務大臣の定めるとこ

ろにより送信しなければならない。ただし、筆界特定添付情報の送信に代えて、法務局又は地方法務局に

筆界特定添付書面を提出することを妨げない。

2 前項ただし書の場合には、筆界特定添付書面を法務局又は地方法務局に提出する旨を筆界特定申請情報

の内容とする。

3 の規定は筆界特定電子申請において電子署名が行われている情報を送信する場合について、それぞれ準用 第二項の規定は筆界特定電子申請において送信する場合における筆界特定添付情報について、令第十四条 令第十二条第一項の規定は筆界特定電子申請において筆界特定申請情報を送信する場合について、同条

する。

4 第二項及び第三項の規定は筆界特定電子申請をする場合について、それぞれ準用する。 条第二項の規定は前項において準用する令第十四条の法務省令で定める電子証明書について、第四十四条 第四十二条の規定は前項において準用する令第十二条第一項及び第二項の電子署名について、第四十三

(筆界特定書面申請の方法等)

ればならない

第二百十一条 筆界特定書面申請をするときは、筆界特定申請書に筆界特定添付書面を添付して提出しなけ

2 申請人又はその代表者若しくは代理人は、 筆界特定申請書に署名し、又は記名押印しなければならない。

第二百九条第一項第一号及び第二号に掲げる情報を記載した書面であって、

市町村長、登記官その他の

3

公務員が職務上作成したものは、 作成後三月以内のものでなければならない。 ただし、官庁又は公署が筆

界特定の申請をする場合は、この限りでない。

- 4 委任による代理人によって筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に署名し
- 又は記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、

する。

- 5 令第十二条第一項の規定は筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により筆界
- 特定の申請をする場合について、 同条第二項の規定は磁気ディスクに記録された筆界特定添付情報につい
- て、令第十四条の規定は筆界特定申請情報の全部又は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクを提出す
- る場合について、それぞれ準用する。
- 6 第四十五条並びに第四十六条第一項及び第二項の規定は筆界特定申請書(筆界特定申請情報を記録した
- 磁気ディスクを除く。)について、 第五十一条の規定は筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクを提出
- する方法による筆界特定の申請について、 第五十二条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク
- とあるのは「第二百十一条第五項」と、第五十二条第一項中「令第十五条の添付情報を記録した磁気ディ について、それぞれ準用する。この場合において、 第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」

いて準用する令第十四条の電子証明書」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクに記録す スク」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」と、同条第二項中「令第十五条後段にお

7 筆界特定書面申請は、 対象土地の所在地を管轄する登記所を経由してすることができる。

べき電子証明書」と読み替えるものとする。

(筆界特定申請書等の送付方法)

第二百十二条 筆界特定の申請をしようとする者が筆界特定申請書及び筆界特定添付書面を送付するときは

書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記

録を行うものによるものとする。

2 る旨を明記するものとする。 前項の場合には、筆界特定申請書及び筆界特定添付書面を入れた封筒の表面に筆界特定申請書が在中す

(筆界特定添付書面の還付)

第二百十三条 るූ 当該筆界特定の申請のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでな 申請人は、 筆界特定添付書面 (磁気ディスクを除く。) の原本の還付を請求することができ

2 前項本文の規定により原本の還付を請求する申請人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなけ

ればならない。

3 筆界特定登記官は、 第一項本文の規定による請求があった場合には、 却下事由の有無についての調査完

了後、 当該請求に係る書面の原本を還付しなければならない。この場合には、 前項の謄本と当該請求に係

る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、同項の謄本に原本還付の旨を記載

し、これに押印しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、筆界特定登記官は、 偽造された書面その他の不正な筆界特定の申請のために

用いられた疑いがある書面については、これを還付することができない。

第二款 筆界特定の申請の受付等

(筆界特定の申請の受付)

第二百十四条 筆界特定登記官は、 法第百三十一条第四項において読み替えて準用する法第十八条の規定に

より筆界特定申請情報が提供されたときは、当該筆界特定申請情報に係る筆界特定の申請の受付をしなけ

ればならない。

2 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の受付をしたときは、当該筆界特定の申請に手続番号を付さなけれ

ばならない。

(管轄区域がまたがる場合の移送等)

第二百十五条 第四十条第一項及び第二項の規定は、法第百二十四条第二項において読み替えて準用する法

第六条第三項の規定に従って筆界特定の申請がされた場合について準用する。

(補正)

第二百十六条 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の補正をすることができる期間を定めたときは、当該期

間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該申請を却下することができない。

(公告及び通知の方法)

第二百十七条 法第百三十三条第一項の規定による公告は、 法務局若しくは地方法務局の掲示場その他法務

局若しくは地方法務局内の公衆の見やすい場所に掲示して行う方法又は法務局若しくは地方法務局の使用

に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受

ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情

報を記録する方法であってインター ネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法により二週間行

うものとする。

2 法第百三十三条第一項の規定による通知は、 郵便、 信書便その他適宜の方法によりするものとする。

3 前項の通知は、 関係人が法第百三十九条の定めるところにより筆界特定に関し意見又は図面その他の資

料を提出することができる旨を明らかにしてしなければならない。

第三款 意見又は資料の提出

(意見又は資料の提出)

第二百十八条 法第百三十九条第一項の規定による意見又は資料の提出は、次に掲げる事項を明らかにして

しなければならない。

一手続番号

二 意見又は資料を提出する者の氏名又は名称

Ξ 代理人によって意見又は資料を提出するときは、 当該代理人の氏名又は名称及び代理人が法人である

ときはその代表者の氏名

四 提出の年月日

五 法務局又は地方法務局の表示

2 法第百三十九条第一項の規定による資料の提出は、 前項各号に掲げる事項のほか、 次に掲げる事項を明

らかにしてしなければならない。

一資料の表示

作成者

三 写真又はビデオテープ (これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。)

I 当該資料の提出の趣旨にあっては、撮影、録画等の対象並びに日時及び場所

四

(情報通信の技術を利用する方法)

第二百十九条 法第百三十九条第二項の法務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して情報を送信する方法

- 法務大臣の定めるところにより情報を記録した磁気ディスクその他の電磁的記録を提出する方法
- 前二号に掲げるもののほか、 筆界特定登記官が相当と認める方法

(書面の提出方法)

第二百二十条 申請人又は関係人は、 法第百三十九条第一項の規定による意見又は資料の提出を書面でする

筆界調査委員の数に一を加えた部数の写しを提出しなければならない。

2 筆界特定登記官は、 必要と認めるときは、 前項の規定により書面の写しを提出した申請人又は関係人に

対し、その原本の提示を求めることができる。

(資料の還付請求)

第二百二十一条 資料(第二百十九条各号に掲げる方法によって提出したものを除く。 以下この条において

同じ。) を提出した申請人又は関係人は、 当該資料の還付を請求することができる。

2 筆界特定登記官は、 前項の規定による請求があった場合において、 当該請求に係る資料を筆界特定をす

るために留め置く必要がなくなったと認めるときは、速やかに、これを還付するものとする。

第四款 意見聴取等の期日

(意見聴取等の期日の場所)

第二百二十二条 法第百四十条第一項の期日 (以下「意見聴取等の期日」という。) は、 法務局又は地方法

務局、 対象土地 の所在地を管轄する登記所その他筆界特定登記官が適当と認める場所において開く。

(意見聴取等の期日の通知)

第二百二十三条 法第百四十条第一項の規定による通知は、 申請人及び関係人が同項の定めるところにより

対象土地の筆界について意見を述べ、又は資料を提出することができる旨を明らかにしてしなければなら

ない。

2 第二百十七条第二項の規定は、前項の通知について準用する。

(意見聴取等の期日における筆界特定登記官の権限)

第二百二十四条 筆界特定登記官は、 意見聴取等の期日において、 発言を許し、又はその指示に従わない者

の発言を禁ずることができる。

2 筆界特定登記官は、 意見聴取等の期日の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、 又は

不穏な言動をする者を退去させることができる。

筆界特定登記官は、適当と認める者に意見聴取等の期日の傍聴を許すことができる。

3

(意見聴取等の期日における資料の提出)

第二百二十五条 第二百十八条及び第二百二十条の規定は、 意見聴取等の期日において申請人又は関係人が

資料を提出する場合について準用する。

(意見聴取等の期日の調書)

第二百二十六条 法第百四十条第四項の調書には、 次に掲げる事項を記録するものとする。

一 手続番号

一筆界特定登記官及び筆界調査委員の氏名

三 出頭した申請人、関係人、参考人及び代理人の氏名

四 意見聴取等の期日の日時及び場所

五 意見聴取等の期日において行われた手続の要領 (陳述の要旨を含む。)

六 その他筆界特定登記官が必要と認める事項

2 筆界特定登記官は、 前項の規定にかかわらず、 申請人、関係人又は参考人の陳述をビデオテープその他

の適当と認める記録用の媒体に記録し、これをもって調書の記録に代えることができる。

3 意見聴取等の期日の調書には、 書面、写真、ビデオテープその他筆界特定登記官において適当と認める

ものを引用し、 筆界特定手続記録に添付して調書の一部とすることができる。

第五款 調書等の閲覧

(調書等の閲覧)

第二百二十七条 申請人又は関係人は、 法第百四十一条第一項の規定により調書又は資料の閲覧の請求をす

るときは、次に掲げる事項に係る情報を提供しなければならない。

| 手続番号

一 請求人の氏名又は名称及び住所並びに申請人又は関係人の別

三 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

四 代理人によって請求するときは、 当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるとき

はその代表者の氏名

2 前項の閲覧の請求をするときは、 請求人が請求権限を有することを証する書面を提示しなければならな

3 第一項の閲覧の請求を代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する書面を提示しなければな

らない。

4 第 項の閲覧の請求をする場合において、 請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証す

る書面を提示しなければならない。 ただし、 当該請求を受ける法務局又は地方法務局が、登記所として当

該法人の登記を受けた法務局又は地方法務局と同一であり、かつ、特定登記所に該当しないときは、この

限りでない。

5 第一項の閲覧の請求は、 同項の情報を記載した書面を法務局又は地方法務局に提出する方法によりしな

ければならない。

(調書等の閲覧の方法)

第二百二十八条 筆界特定の手続において作成された調書又は提出された資料の閲覧は、 筆界特定登記官の

面前でさせるものとする。

2 法第百四十一条第一項の法務省令で定める方法は、 電磁的記録に記録された情報の内容を書面に出力し

て表示する方法その他の筆界特定登記官が適当と認める方法とする。

第三節 筆界特定

(筆界調査委員の調査の報告)

第二百二十九条 筆界特定登記官は、 筆界調査委員に対し、 法第百三十五条の規定による事実の調査の経過

又は結果その他必要な事項について報告を求めることができる。

(筆界調査委員の意見の提出の方式)

第二百三十条 法第百四十二条の規定による意見の提出は、 書面又は電磁的記録をもってするものとする。

(筆界特定書の記録事項等)

第二百三十一条 筆界特定書には、次に掲げる事項を記録するものとする。

| 手続番号

対象土地に係る不動産所在事項(表題登記がない土地にあっては、 地番を除く。) 及び不動産番号

三結論

四 理由の要旨

五 申請人及び関係人の氏名又は名称及び住所

六 申請人又は関係人の代理人があるときはその氏名又は名称

七 筆界調査委員の氏名

八 筆界特定登記官の所属する法務局又は地方法務局

2 筆界特定登記官は、 書面をもって筆界特定書を作成するときは、 筆界特定書に職氏名を記載し、 職印を

押印しなければならない。

3 筆界特定登記官は、電磁的記録をもって筆界特定書を作成するときは、筆界特定登記官を明らかにする

ための措置であって法務大臣が定めるものを講じなければならない。

4 法第百四十三条第二項の図面には、次に掲げる事項を記録するものとする。

地番区域の名称

二方位

 \equiv

縮尺

四対象土地及び関係土地の地番

五 筆界特定の対象となる筆界又はその位置の範囲

六 筆界点 (筆界の位置の範囲を特定するときは、 その範囲を構成する各点。次項において同じ。) 間の

距離

七 境界標があるときは、当該境界標の表示

5

法第百四十三条第二項の図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものは、 基

本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値(近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本

三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合にあっては、近傍の恒久的な地物に基づく測量の

成果による筆界点の座標値)とする。

6 第十条第四項並びに第七十七条第二項及び第三項の規定は、法第百四十三条第二項の図面について準用

する。この場合において、第七十七条第二項中「前項第八号」とあるのは「第二百三十一条第四項第七号

- と読み替えるものとする。

(筆界特定の公告及び通知)

第二百三十二条 筆界特定登記官は、 法第百四十四条第一項の筆界特定書の写しを作成するときは、筆界特

定書の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、 職印を押印しなければな

らない。

2 法第百四十四条第一項の法務省令で定める方法は、 電磁的記録をもって作成された筆界特定書の内容を

証明した書面を交付する方法とする。

3 筆界特定登記官は、 前項の書面を作成するときは、 電磁的記録をもって作成された筆界特定書を書面に

出力し、これに筆界特定書に記録されている内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の

年月日及び職氏名を記載し、 職印を押印しなければならない。

法第百四十四条第一項の規定による筆界特定書の写し (第二項の書面を含む。) の交付は、送付の方法

によりすることができる。

4

5 第二百十七条第一項の規定は法第百四十四条第一項の規定による公告について、第二百十七条第二項の

規定は法第百四十四条第一項の規定による関係人に対する通知について、それぞれ準用する。

(登記記録への記録)

第二百三十三条 次条の規定により筆界特定がされた筆界特定手続記録又は筆界特定書等の写しの送付を受

けた登記所の登記官は、 対象土地の登記記録に、 筆界特定がされた旨を記録しなければならない。

第四節 筆界特定手続記録の保管

(筆界特定手続記録の送付)

第二百三十四条 筆界特定登記官は、 筆界特定の手続が終了したときは、 遅滞なく、 対象土地の所在地を管

轄する登記所に筆界特定手続記録を送付しなければならない。

2 対象土地が二以上の法務局又は地方法務局の管轄区域にまたがる場合には、 前項の規定による送付は、

が指定した法務局又は地方法務局の管轄区域内にある登記所であって対象土地の所在地を管轄するものに

法第百二十四条第二項において読み替えて準用する法第六条第二項の規定により法務大臣又は法務局の長

対してするものとする。この場合には、 筆界特定登記官は、当該二以上の法務局又は地方法務局のうち法

務大臣又は法務局の長が指定した法務局又は地方法務局以外の法務局又は地方法務局の管轄区域内にある

登記所であって対象土地の所在地を管轄するものに筆界特定書等の写し(筆界特定書等が電磁的記録をも

って作成されているときは、その内容を書面に出力したもの。 次項において同じ。) を送付しなければな

らない。

対象土地が二以上の登記所の管轄区域にまたがる場合 (前項に規定する場合を除く。) には、第一項の

3

規定による送付は、 法務局又は地方法務局の長が指定する登記所に対してするものとする。 この場合には

当該二以上の登記所のうち法務局又は地方法務局の長が指定した登記所以外の登記

所に筆界特定書等の写しを送付しなければならない。

筆界特定登記官は、

(筆界特定手続記録の保存期間)

第二百三十五条 次に掲げる情報の保存期間は、 当該各号に定めるとおりとする。

筆界特定書に記載され、又は記録された情報 永久

登記所が前条の規定により筆界特定手続記録の送付を受けた年の翌年から五年間 筆界特定書以外の筆界特定手続記録に記載され、又は記録された情報 対象土地の所在地を管轄する

2 筆界特定手続記録の全部又は一部が電磁的記録をもって作成されているときは、 当該電磁的記録に記録

された情報は、 当該情報の内容を書面に出力したものを保存する方法により、保存することができる。

(準用)

第二百三十六条 第二十九条から第三十二条まで (同条第二項を除く。) の規定は、筆界特定手続記録につ

属書類を含む。)」とあるのは「当該不動産に係る筆界特定手続記録」と読み替えるものとする。 おいて同じ。) 並びに地図等及び登記簿の附属書類 手続記録」 の附属書類」 三十条第一項中「登記記録又は地図等」とあり、 いて準用する。この場合において、第二十九条中「登記に関する電磁的記録、 とあり、 第三十一条第一項中「登記簿、 Ļ とあり、 第三十二条第一項中「当該不動産の登記記録(共同担保目録及び信託目録を含む。 及び同条第三項中「登記簿、 地図等及び登記簿の附属書類」 同条第三項中「登記記録、 地図等又は登記簿の附属書類」 (電磁的記録に記録されている地図等及び登記簿 とあり、 地図等又は登記簿の附属 帳簿又は書類」とあり、 同条第二項中「登記簿 とあるのは 「筆界特定 次項に の附 書類 第

(筆界確定訴訟の確定判決があった場合の取扱い)

第二百三十七条 当該筆界確定訴訟の判決が確定した旨及び当該筆界確定訴訟に係る事件を特定するに足りる事項を当該筆 定訴訟の判決 (訴えを不適法として却下したものを除く。 登記官は、その保管する筆界特定手続記録に係る筆界特定がされた筆界について、 以下本条において同じ。) が確定したときは、

第五節 筆界特定書等の写しの交付等

界特定に係る筆界特定書に明らかにすることができる。

(筆界特定書等の写しの交付の請求情報等)

第二百三十八条 法第百四十九条第一項の規定により筆界特定書等の写し(筆界特定書等が電磁的記録をも

て作成されている場合における当該記録された情報の内容を証明した書面を含む。 以下同じ。) の交付

の請求をするときは、 次に掲げる事項を内容とする情報 (以下この章において「請求情報」という。) を

提供しなければならない。 筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときも、 同様とする。

一請求人の氏名又は名称

二 手続番号

一 交付の請求をするときは、請求に係る書面の通数

兀 法第百四十九条第一項の政令で定める図面の一部の写しの交付の請求をするときは、 請求する部分

2 法第百四十九条第二項の規定により筆界特定書等以外の筆界特定手続記録の閲覧の請求をするときは、

前項第一号及び第二号に掲げる事項のほか、 次に掲げる事項を請求情報の内容とする。

請求人の住所

一 請求人が法人であるときは、その代表者の氏名

三 代理人によって請求するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるとき

はその代表者の氏名

四 法第百四十九条第二項ただし書の利害関係を有する理由及び閲覧する部分

同項第四号の利害関係がある理由を証する書面を提示しなければなら

ない。

3

前項の閲覧の請求をするときは、

4 第二項の閲覧の請求を代理人によってするときは、 当該代理人の権限を証する書面を提示しなければな

らない。

5 第二項の閲覧の請求をする場合において、請求人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証す

る書面を提示しなければならない。ただし、請求を受ける登記所が、当該法人の登記を受けた登記所と同

であり、かつ、特定登記所に該当しない場合は、この限りでない。

(筆界特定書等の写しの交付の請求方法等)

前条第一項の交付の請求又は同項若しくは同条第二項の閲覧の請求は、 請求情報を記載し

た書面を登記所に提出する方法によりしなければならない。

2 送付の方法による筆界特定書等の写しの交付の請求は、前項の方法のほか、法務大臣の定めるところに

より、 請求情報を電子情報処理組織を使用して登記所に提供する方法によりすることができる。 この場合

には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。

3 法第百四十九条第三項において準用する法第百十九条第四項ただし書の法務省令で定める方法は、 前項

に規定する方法とする。

(筆界特定書等の写しの作成及び交付)

第二百四十条 登記官は、 筆界特定書等の写しを作成するとき (次項に規定する場合を除く。) は、 筆界特

定書等の全部又は一部の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、 職印を

押印しなければならない。

2 登記官は、 筆界特定書等が電磁的記録をもって作成されている場合において、 筆界特定書等の写しを作

成するときは、 電磁的記録に記録された筆界特定書等を書面に出力し、これに筆界特定書等に記録されて

いる内容を証明した書面である旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、 職印を押印

しなければならない。

3 筆界特定書等の写しの交付は、 請求人の申出により、送付の方法によりすることができる。この場合に

は、送付先の住所をも請求情報の内容とする。

(準用)

第二百四十一条 項及び第二項」と、第二百四条第一項中「第百九十三条第一項」とあるのは「法第百四十九条第一項」と 規定する方法について筆界特定書等の写しの交付の請求をする場合において手数料を納付するときについ 情報を記載した書面を登記所に提出する方法により第二百三十八条第一項の交付の請求をする場合におい 第二項」とあるのは「法第百四十九条第二項」と、第二百三条第一項中「法第百十九条第一項及び第二項 て、それぞれ準用する。この場合において、第二百二条第二項中「法第百二十条第二項及び第百二十一条 て前条第三項の規定による申出をするときについて、第二百五条第二項の規定は第二百三十九条第二項に 四十九条第一項及び第二項の手数料を登記印紙をもって納付するときについて、第二百四条の規定は請求 第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項及び第二項」とあるのは「法第百四十九条第 第二百二条の規定は筆界特定手続記録の閲覧について、第二百三条第一項の規定は法第百

読み替えるものとする。

第六節 雑則

(申請の却下)

第二百四十二条 筆界特定登記官は、法第百三十二条第一項の規定により筆界特定の申請を却下するときは

、決定書を作成し、これを申請人に交付しなければならない。

2 前項の規定による交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができる。

3 筆界特定登記官は、 申請を却下したときは、筆界特定添付書面を還付するものとする。ただし、

れた書面その他の不正な申請のために用いられた疑いがある書面については、この限りでない。

4 筆界特定登記官は、法第百三十三条第一項の規定による公告をした後に筆界特定の申請を却下したとき

は その旨を公告しなければならない。第二百十七条第一項の規定は、この場合における公告について準

用する。

5 筆界特定登記官は、 法第百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請を却下したとき

は その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。 同条第二項の規定は、この場合における

通知について準用する。

(申請の取下げ)

第二百四十三条 筆界特定の申請の取下げは、 次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める方法

によってしなければならない。

筆界特定電子申請 法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して申請を取り下げる旨

の情報を筆界特定登記官に提供する方法

筆界特定書面申請 申請を取り下げる旨の情報を記載した書面を筆界特定登記官に提出する方法

2 筆界特定の申請の取下げは、法第百四十四条第一項の規定により申請人に対する通知を発送した後は、

することができない。

3 筆界特定登記官は、筆界特定の申請の取下げがあったときは、筆界特定添付書面を還付するものとする。

前条第三項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 筆界特定登記官は、 法第百三十三条第一項の規定による公告をした後に筆界特定の申請の取下げがあっ

たときは、その旨を公告しなければならない。第二百十七条第一項の規定は、この場合における公告につ

いて準用する。

5 筆界特定登記官は、法第百三十三条第一項の規定による通知をした後に筆界特定の申請の取下げがあっ

たときは、その旨を当該通知に係る関係人に通知しなければならない。同条第二項の規定は、この場合に

おける通知について準用する。

(手続費用)

第二百四十四条 法第百四十六条第一項の法務省令で定める費用は、 筆界特定登記官が相当と認める者に命

じて行わせた測量、 鑑定その他専門的な知見を要する行為について、その者に支給すべき報酬及び費用の

額として筆界特定登記官が相当と認めたものとする。